

重要課題専門調査会の設置等について

平成25年9月13日

総合科学技術会議

一部改正 平成26年5月23日

総合科学技術・イノベーション会議

一部改正 平成28年3月28日

総合科学技術・イノベーション会議

- 1 総合科学技術・イノベーション会議令第2条第1項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に重要課題専門調査会を設置する。

重要課題専門調査会は、第5期科学技術基本計画で示された「超スマート社会」の実現(Society5.0)に向けた共通基盤の構築の推進及び経済・社会的課題への対応を確実に推進するため、同計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げられた取り組むべき課題について、より高い専門的知見による調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術・イノベーション会議令第1条第1項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に、上記課題に関する調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。